

6 総務省

令和2年7月7日(火)07:00 現在

総務省

令和2年(2020年)7月豪雨に関する被害状況について(第13報)

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定 (注1)	NTT 東日本	・被害なし
	NTT 西日本	・39,770→39,105 回線 ※支障エリアを含む自治体は以下の通り。 熊本県(13市町村) 八代市、八代郡坂本村、人吉市、葦北郡芦北町、球磨郡(錦町、多良木町、湯前町、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、水上村) ※9→10市町村の役場エリアに支障あり。 熊本県(9→10市町村) 人吉市、球磨郡(錦町、多良木町、湯前町、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、 <u>水上村</u>) ○電話系サービス アナログ電話 : 22,332 回線 ひかり電話 : 5,194 回線 ○その他サービス 光アクセスサービス : 8,185→7,658 回線 ADSL アクセスサービス : 1,434→1,477 回線 ISDN アクセスサービス : 2,105→1,983 回線 専用線サービス : 520→461 回線
	NTT コミュニケーションズ*	・28→248 回線 ※専用線の中継回線の切断 ○その他サービス 専用線サービス : 28→248 回線
	KDDI	・一部エリアに支障あり。1,729 回線 ○その他サービス 光アクセスサービス : 1699 回線 専用線サービス : 30 回線
	ソフトバンク	・1,072 回線 ○電話系サービス アナログ電話 : 533 回線 ○その他サービス ADSL アクセスサービス : 539 回線

携帯電話等 (注2)	NTTドコモ	・ 9→11 市町村の一部エリアに支障あり。 ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。 熊本県 (7 市町村) 球磨郡 (球磨村、五木村、山江村、相良村)、葦北郡芦北町、八代市、水俣市 鹿児島県 (2→4 市町村) 伊佐市、曾於郡大崎町、鹿屋市、志布志市 ※1 村の役場エリアに支障あり。 熊本県 球磨郡球磨村 ※合計 83→86 局停波 (内訳) 熊本県 80 局、鹿児島県 3→6 局
	KDDI (au)	・ 8→7 市町村の一部エリアに支障あり。 ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。 熊本県 (8→7 市町村) 人吉市、八代市、球磨郡 (多良木町、山江村、球磨村、相良村)、葦北郡 (津奈木町、芦北町) ※1 村の役場エリアに支障あり。 熊本県 球磨郡球磨村 ※合計 50→64 局停波 (内訳) 熊本県 50→64 局
	ソフトバンク	・ 12→15 市町村の一部エリアに支障あり。 ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。 熊本県 (12 市町村) 人吉市、八代市、球磨郡 (あさぎり町、多良木町、山江村、水上村、湯前町、球磨村、相良村、錦町)、葦北郡 (津奈木町、芦北町) 鹿児島県 (3 市町村) 曾於郡大崎町、鹿屋市、垂水市 ※1 村の役場エリアに支障あり。→役場エリアに支障なし。 ※合計 114→118 局停波 (内訳) 熊本県 104→101 局、鹿児島県 10→17 局
	楽天モバイル	・ 被害なし

停波原因は調査中

(注1) 事業者が把握可能な範囲の情報を記載

(注2) 携帯電話等事業者が設置している基地局数は各社で異なり、停波中の基地局数は、サービス影響の規模を直接表すものではない。

○防災行政無線

- ・ 都道府県防災行政無線：被害情報なし
- ・ 市町村防災行政無線（同報系）：被害情報なし

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波（テレビ・ラジオ）>

被害情報なし

＜ケーブルテレビ＞

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
熊本県山江村	山江村ケーブルテレビセンター	洪水に伴う中継回線等の断線等	調査中	一部有料チャンネル停波中
熊本県八代市 坂本地区	八代市	不明	1,408 世帯	停波中
熊本県人吉市、芦北町、球磨村	株式会社アイキャスト	停電等	181 世帯	停波中

3. 郵政関係

＜窓口関係＞

- ・ 岐阜県（高山市）において、1局が窓口業務を休止
- ・ 広島県内（広島市、大竹市、府中町）において、5局が窓口を休止
- ・ 高知県内（北川村）において、1局が窓口業務を休止
- ・ 福岡県内（大牟田市、久留米市、八女市、うきは市、朝倉市、東峰村）において、21局が窓口業務を休止
- ・ 長崎県内（佐世保市）において、2局が窓口業務を休止
- ・ 熊本県内（八代市、水俣市、人吉市、天草市、水上村、相良村、球磨村、あさぎり町、五木村、多良木町、湯前町、錦町、芦北町、津奈木町）において、74局が窓口業務を休止
- ・ 大分県（日田市）において、3局が窓口業務を休止
- ・ 宮崎県内（えびの市、串間市）において、2局が窓口業務を休止
- ・ 鹿児島県内（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、志布志市、日置市、曾於市、いちき串木野市、阿久根市、大崎町、東串良町、肝付町）において、23局が窓口業務を休止

＜配達関係＞

- ・ 九州支社管内において、避難指示地域及び避難勧告地域（危険箇所）への配達業務を休止
- ・ 熊本県南部で引受または配達となる郵便物等の一部の配達に遅れが発生
- ・ 熊本県（人吉市、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡球磨村、葦北郡芦北町の一部、八代市の一部）宛てのゆうパック等（郵便物を除く）の引受を停止
- ・ 東海支社管内において、避難勧告及び路線不通の影響により一部地域への配達の見合わせが発生

Ⅱ 総務省の対応状況

- 7月4日(土)4時50分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置。
- 7月4日(土)7時15分、情報連絡室を災害対策本部（長：大臣官房長）に改組。
- 7月5日(日)18時00分、災害対策本部を非常災害対策本部（長：総務大臣）へ改組。
- 7月5日(日)、総務省非常災害対策本部会議（第1回）開催（メール開催）
- 7月6日(月)、総務省非常災害対策本部会議（第2回）開催（メール開催）

- 人的支援について（被災市区町村の災害マネジメント、避難所運営等の支援）

- ・ 7月4日(土)4時50分、公務員部応急体制を敷き被害情報の収集を開始。
- ・ 同日7時26分、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、関係機関から職員派遣の必要性に関する情報収集・共有を開始。
- ・ 現地での情報収集のため、公務員部職員を熊本県へ派遣決定(計2名)
- ・ 総務省、地方3団体、指定都市市長会による「被災市区町村応援職員確保調整本部」を設置。
- ・ 7月4日、熊本県内7市町村に対し、7県市から総括支援チームの派遣を決定。

＜総括支援チームの派遣状況＞

被災県	被災市町村	派遣団体	派遣時期	派遣人数 (7/6実績)	派遣人数累計
熊本県	八代市	福岡市	7/4～	3名	9名
	人吉市	熊本市	7/4～	3名	9名
	水俣市	福岡県	7/5～	3名	6名
	芦北町	佐賀県	7/4～	5名	15名
	津奈木町	山口県	7/5～	2名	4名
	相良村	大分県	7/5～	5名	10名
	球磨村	長崎県	7/5～	3名	6名
合計	7市町村	7県市		24名	59名

・ 派遣人数については、速報値

○ 市町村の行政機能の確保状況(7月7日(火) 00:15現在)

・ 市町村の行政機能の確保状況について、大雨特別警報が発令された熊本県、鹿児島県への聞き取り等を行ったところ、各市町村の状況について以下のとおり回答あり。

(7月4日(土) 12:00)

- ・ 熊本県八代市：坂本支所が浸水しているが、災害対応機能は本庁にあるため、災害対応業務に大きな支障はなし。
- ・ 熊本県芦北町：役場の駐車場が浸水しているが、災害対応業務に支障なし。

※人吉市及び球磨郡各町村の行政機能の確保状況については、現在熊本県において確認中。

なお、相良村、五木村、球磨村の各役場において停電しているが、非常用電源で対応中。

(7月4日(土) 14:00)

→14時時点で、熊本県から、人吉市及び球磨郡各町村の庁舎において、浸水や停電はなしとの連絡あり。

(7月4日(土) 20:20)

- ・ 熊本県球磨村：20時20分時点で、熊本県から、以下のとおり連絡あり。
 - ・ 停電が発生しており、非常用電源で対応している。今夜(7月4日夜)分の燃料はあり。
 - ・ 断水が発生しており、トイレが使用不可。今夜(7月4日夜)分の飲み水はあり。
 - ・ 役場庁舎に物理的にアクセスできない状況。
- ※熊本県に、引き続き状況を確認中。

(7月5日(日) 10:10)

- ・熊本県球磨村：10時10分時点で、熊本県から、以下のとおり連絡あり。
 - ・非常用電源の燃料となる軽油やガソリンは、5日朝の時点で1/4以下。
 - ・断水は継続。
 - ・役場庁舎に物理的にアクセスできない状況であり、燃料・水・食料の運搬方法については、熊本県で検討中。

(7月6日(月) 10:40)

- ・熊本県球磨村：10時40分時点で、熊本県から、以下のとおり連絡あり。
 - ・役場に非常用電源の燃料となる軽油・ガソリンを持ち込み済。

(7月6日(月) 16:40)

- ・熊本県球磨村：16時40分時点で、熊本県から、以下のとおり連絡あり。
 - ・球磨村役場の災害対策本部の連絡窓口を球磨村総合公園内に設置し、機能を確保することとなった。

(7月7日(火) 00:15現在)

- ・7月6日(月) 16:30に大雨特別警報が発令された福岡県、長崎県、佐賀県への聞き取りを行ったところ、各市町村の行政機能は確保できているとの回答あり。

○ リエゾン派遣

- ・7月4日(土)以降、MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）として、職員を熊本県（3→4名）、鹿児島県（1名、～7/5）に派遣。

○ 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況
(簡易無線機60台、衛星携帯電話6台)

貸出自治体	貸出機器	台数	(参考) 事業者等貸出数
熊本県芦北町	簡易無線機 衛星携帯電話	10 1 →3 (内2台運搬中)	<u>6</u> —
熊本県錦町	簡易無線機 衛星携帯電話	10 1	— —
熊本県多良木町	簡易無線機 衛星携帯電話	10 1	— <u>8</u>
熊本県湯前町	簡易無線機 衛星携帯電話	10 1	— <u>4</u>
熊本県山江村	簡易無線機 衛星携帯電話	10 1	— <u>2</u>
熊本県あさぎり町	簡易無線機 衛星携帯電話	10 1	— <u>4</u>
<u>陸上自衛隊西部方面 隊</u>	<u>スマートフォン 携帯電話</u>	—	<u>100</u> <u>40</u>

	Wi-Fi ルータ	—	<u>10</u>
	タブレット	—	<u>10</u>
	衛星携帯電話	—	<u>10</u>
		—	
福岡県	携帯電話	—	<u>10</u>
	Wi-Fi ルータ	—	<u>12</u>
熊本県人吉市	衛星携帯電話	—	<u>29</u>
熊本県	衛星携帯電話	—	<u>47</u>
九州地方整備局	スマートフォン	＝	<u>20</u>
	携帯電話	＝	<u>100</u>
	Wi-Fi ルータ	＝	<u>10</u>
	衛星携帯電話	＝	<u>10</u>
四国地方整備局	携帯電話	＝	<u>10</u>
大分県	携帯電話	＝	<u>5</u>
熊本県水俣市	衛星携帯電話	＝	<u>2</u>
熊本県相良村	衛星携帯電話	＝	<u>5</u>
熊本県五木村	衛星携帯電話	＝	<u>1</u>
熊本県津奈木町	衛星携帯電話	＝	<u>6</u>
熊本県氷川町	衛星携帯電話	＝	<u>2</u>
熊本県八代市	衛星携帯電話	＝	<u>15</u>
長崎県佐世保市	携帯電話	＝	<u>3</u>
関東地方整備局	スマートフォン	＝	<u>15</u>
	タブレット	＝	<u>15</u>

○ 電波法に基づく臨機の措置

- ・ 7月4日（土）、株式会社NTT ドコモから携帯電話基地局（設置場所：熊本県芦北町）の開
設申請があり、即時に許可。
- ・ 7月5日（日）、国土交通省からテレメーター中継回線システム（設置場所：熊本県多良木
町）の変更申請があり、即時に許可。
- ・ 7月6日（月）、熊本市から上下水道事業に関する音声連絡システム（6局）の変更申請があ

り、即時に許可。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) 災害用伝言サービス

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが災害用伝言サービス及び災害用音声お届けサービスを展開中。

(2) 公衆電話無料化の実施

熊本県において、公衆電話を無料開放。

(3) Wi-Fi アクセスポイントの開放

NTT 西日本が熊本県、鹿児島県において、公衆 Wi-Fi アクセスポイントを無料開放。

(4) 車載型基地局、移動電源車、可搬型発電機等の稼働状況

・ NTT ドコモ

可搬型基地局 1 台（葦北郡芦北町）

・ KDDI

可搬型基地局 5 → 3 台（人吉市、球磨郡多良木町）、車載型基地局 2 → 3 台（人吉市、葦北郡津奈木町）

・ ソフトバンク

車載型基地局 1 → 3 台（人吉市、球磨郡球磨村、葦北郡芦北町）、電源車 1 台（人吉市）

(5) リエゾン派遣状況

・ NTT グループ

熊本県庁、人吉市、球磨郡（あさぎり町、五木村）

・ KDDI

熊本県庁

・ ソフトバンク

熊本県庁

(6) 通信料金の減免

NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT コミュニケーションズが、固定電話サービス等利用者に対し、避難等の理由により利用できない期間、基本料金等の減免を実施。

(7) 支払期限の延長

NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT コミュニケーションズが、請求書払いを行う利用者を対象に、7月請求分の支払期限を1か月延長。

(8) 携帯電話事業者のデータ通信容量制限解除等の措置

携帯電話事業者が、災害救助法が適用された地域の利用者を対象として、契約しているデータ通信容量を超えた場合の速度制限の解除を開始。

	NTT ドコモ
措置内容	・ 速度制限中の利用者の速度制限を解除

	・利用可能データ量の上限に到達した場合に速度制限を解除
対象者	災害救助法が適用された地域に「請求書送付先住所」がある利用者
適用時期	7月4日～ 7月31日

2. 放送関係

(1) NHKにおける放送受信料の免除

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受信契約について、7月から8月までの2か月分の受信料を免除。

(2) スカパーJ S A T (株)

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、7月分の視聴料等を免除。

3. 避難所等支援

○携帯電話等貸出状況

・NTT 西日本

衛星携帯電話 21→51台

・NTT ドコモ

充電用設備 12→17台、Wi-Fi 9→14台、携帯電話 135→138台、スマートフォン 10→85台、衛星携帯電話 31→54台、タブレット 25台

・KDDI

充電用設備 13→16台、Wi-Fi アクセスポイント 13→14台、スマートフォン 40→50台、
携帯電話 10→30台、Wi-Fi ルータ 20→32台、衛星通信端末 1→16台

・ソフトバンク

充電用設備 3台、空気電池 1台、Wi-Fi アクセスポイント 5→6台、衛星携帯電話 5→30台

大臣官房総務課防災・調整係 電 話 03-5253-5090 F A X 03-5253-5093
